

令和 8 年 8 月 28 日

第 3 回総会議事録

長岡市農業委員会

第 3 回総会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 8 月 28 日（金曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 6 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 7 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 8 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画案について
議案第 10 号 長岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
 - 日程第 3 報告第 2 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 （24 名）別紙のとおり
- 5 欠席委員 なし
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 五十嵐 幸子、事務局次長 井上 靖司、農地係長 鷺尾 圭太、
振興農政係長 中村 久夫、主査 平澤 秀康、主事 田中 菜々子

開 会（午後 2 時 00 分）

五十嵐事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 （挨拶）

これより第 3 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

五十嵐事務局長 ただいまの出席委員は 24 名全員でございます。長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第 1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号 5 番、佐藤ますみ委員、6 番、小林高士委員を指名いたします。

日程第 2 議案第 2 号 農地法第 3 条の許可申請について

議長 日程第 2、議案第 6 号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鷲尾係長 農地等の売買や賃借権の設定等を行うために必要となる農地法第 3 条の許可申請についてご説明申し上げます。

議案書の 3 から 4 ページをご覧ください。

今月の 3 条許可申請は 8 件でございます。

全て売買による所有権移転であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。

地域の農地の集団化や農作業の効率化等に支障が生じるおそれがないこと、全ての農地を効率的に耕作すると認められること、必要な農作業に常時従事すると認められること等を規定している農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第 6 号 農地法第 3 条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第 7 号 農地法第 4 条の許可申請について

議長 議案第 7 号 農地法第 4 条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鷲尾係長 農地の所有者が自ら農地を農地以外のものにするために必要となる農地法第 4 条の許可申請についてご説明申し上げます。

なお、都市計画法の市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には許可を要しないとされています。

議案書の6ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、越路地域2件、三島地域1件、中之島地域1件の計4件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、地域事務所において8月20日までに現地確認を実施しております。

1番、千谷沢の畑について、庭及び農業用通路敷地として利用するものです。議案資料17ページに経過説明を掲載しております。申請地は、千谷沢地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用内容が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、鳥越の畑について、農作業所建築敷地として利用するものです。議案資料18ページに経過説明を掲載しております。申請地は、鳥越地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用内容が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、浦の畑について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料19ページに経過説明を掲載しております。申請地は、浦地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用内容が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

4番、中野西の畑について、農機具格納庫建築敷地として利用するものです。議案資料20ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用内容が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。

す。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第7号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第8号

農地法第5条の許可申請について

議長

議案第8号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鷲尾係長

農地等の所有者以外の者がその所有者から権利を取得して農地等を農地等以外のものにするために必要となる農地法第5条の許可申請についてご説明申し上げます。

なお、農地法第4条と同様に都市計画法の市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には許可を要しないとされています。

議案書の8ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、寺泊地域1件、長岡地域1件、与板地域1件、越路地域1件の計4件でございます。

1番、寺泊年友の田について、貸し資材置場用地として利用するために、売買による所有権の移転をするものです。工期は、許可日から令和8年9月11日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用面積が既存施設の面積の2分の1を超えないものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、滝谷町の田について、資材置場及び作業場敷地として利用するために、売買による所有権の移転をするものです。工期は、令和8年10月1日から12月31日までの計画です。申請地のおおむね500メートル以内に越後滝谷駅があることから、第2種農地と判断いたします。転用計画が

既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、与板町馬越の畑について、駐車場、通路及び車庫建築敷地として利用するために、贈与による所有権の移転をするものです。議案資料21ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用面積が既存施設の面積の2分の1を超えないものであるため、例外的に許可できるものであります。

4番、神谷の田について、砂利採取用地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和8年9月18日から令和10年6月17日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、砂利採取に必要であり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

 議案第8号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第9号 農用地利用集積等促進計画案について

議長 議案第9号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

 本議案の所有権移転6番は伊丹なつ委員の関係する案件であり、議事参与できませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議がないようですので、このまま審議に入ります。

事務局の説明を求めます。

中村係長

初めに、議案書の差し替えをお願いいたします。

議案書の11、24、25ページについて、お手元にお配りしたホチキス留めの修正後の議案と差し替えをお願いいたします。

それでは、改めましてご説明申し上げます。お配りした修正後の議案書の11ページの内訳表をご覧ください。農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積、集約化を進めるため、農地の所有権移転、中間管理権、使用貸借権及び賃借権の設定を行うもので、その計画案についてご審議いただくものです。

最初に、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく所有権の移転で、このたびは6件の申出がありました。いずれも農地中間管理事業の各要件を満たす売買です。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは28件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が25件、使用貸借権設定が3件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借入分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは21件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が18件、使用貸借権設定が3件となっています。

なお、公社借入と公社貸付の筆数が一致していないのは、相続放棄等により所有者不明となった農地を新潟県農林公社が県知事より裁定を受けて新たな耕作者に貸し付ける筆が13筆あったためです。該当する筆は、修正後の議案書の24ページ、番号19から21番となっています。

続いて、農地中間管理事業において、新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用集積計画等のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。このたびは1件の申出があり、内容については、賃借権の移転が1件となっています。なお、詳細内容については、議案書の13ページから25ページにて確認をお願いします。

以上、計56件の申出につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

岩本一男委員 13番の岩本です。24ページの20番と21番のほうが相続放棄により所有者不明ということになっております。これからこういった物件が増えてくるかと思いますが、もう少し分かりやすく具体的に教えていただけますか。例えば今回相続放棄したのは何件で、など。簡単でいいですので、分かる範囲で聞かせてください。

中村係長 今回のケースでは、20番、21番、19番全て相続放棄によるものになっております。地主は複数ではなくて、それぞれ1人の地主の案件です。

岩本一男委員 そうすると、大体賃借権設定を受ける方は、この場所を今まで耕作してきていた人だということですね、基本的に。

中村係長 今回は、今まで耕作していた方が相続放棄後も続けて耕作するために手続したものです。

岩本一男委員 分かりました。

議長 よろしいでしょうか。そのほかに質問、意見ございませんか。

小林高士委員 6番の小林です。よろしくお願いします。

 昨今では地主が管理費を出して耕作者に借りてもらうような事例が増えてきており、いい田んぼと悪い田んぼを抱き合わせて賃料を計算しているというケースもあると思います。そのようなケースでは、積算根拠が曖昧になってきたり、次の世代が契約内容を把握できなくなることがあるので、管理費を払って借りてもらっているということを契約の際に明確に示すことができないかというお願いをしたいと思います。

議長 ありがとうございます。今の小林さんの意見は議案と違うもので、意見としていただいております。

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

 議案第9号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することに異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞えます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第10号 長岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

議長 議案第10号 長岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

この農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、農業委員会等に関する法律第7条第1項において定めるようたわれており、当市農業委員会では、平成29年8月総会において審議決定をいただいております。本指針は、委員の改選期と合わせて3年ごとに検証、見直しを行います。今回の見直しでは、主に法改正による文言の修正と現状に合わせた数値の見直しをするものです。

指針の内容については、改正案を事前に送付させていただき、ご意見がある場合は8月14日までに提出くださるようお願いしていたところですが、特にご意見がありませんでしたので、事前に送付した改正案と同じ内容となっています。なお、詳細についての説明は割愛させていただきます。

それでは、議案書の29ページから32ページをご覧ください。

第1では、基本的な考え方として、農地等の利用の最適化の推進について、農業委員と推進委員との連携の必要性や当指針の検証、見直しの実施について明記しております。

次に、第2では、具体的な目標と推進方法及び評価方法を明記しており、各目標数値の現状数値は令和8年3月末時点の数値となっています。担い手への農地利用の集積目標の集積率については、現在の新潟県の基本方針及び長岡市基本構想に合わせて90%としていますが、長岡市基本構想の見直しに伴い、集積目標が変更された場合には、当指針の集積目標についても変更が必要になるものです。

続いて、目標達成への具体的な推進方法については、1の遊休農地の発生防止、解消、2の担い手への農地利用の集積、集約化、3の新規参入の促進について、それぞれ記載しています。なお、地域計画に係る表記については、令和6年度末に地域計画が作成されたため、作成に係る

文言を削除し、見直しのみの表記に修正しています。

以上、簡単ではありますが、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

高橋友行委員 8番の高橋です。14日までに出不せずに申し訳なかったのですが、意見というよりも、考え方を聞かせていただきたいのは、29ページの管内農地面積、前のときもそうだったようですけども、令和8年から10年たって農地面積が変わらないという考え方が国とか県とか何かそういう方針があるのか、それとも長岡市としてこういう考え方の中で進めてこられていたのか。それで、当然今ほど説明をいただいた30ページの集積率の90%、ここは逆算で集積面積出してあると思うのですけれども、そこにも影響してくるということがあるので、管内農地面積も10年間たって変わらないという、農業委員会としては農地を守るのだというスタンスの表しなのかどうか、そこをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

中村係長 今ほどご質問のあった管内の農地面積ですが、こちらは農林水産省の統計資料の面積が入るもので、基本的に毎年2月頃に農林水産省が統計資料を更新するたびに変わってくるものになります。農林水産省の統計資料に合わせて変わりますが、この指針に基づいて、毎年春先に最適化の目標を作成します。そちらの農地面積については、最新の統計資料の耕地面積を使用した目標を定めて、毎年の活動をしていきます。ただ、この指針の農地面積については、どのように統計資料が変わっていくか読めないところもあるので、固定ということにさせていただいています。

高橋友行委員 分かりました。

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

 議案第10号 長岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを原案のとおり決定することに異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第 2 号 農地法の届出通知等について

議長 日程第 3、報告第 2 号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

鷲尾係長 まず初めに、今月新たにご報告する項目についてご説明いたします。

39ページをご覧ください。認定農業者が行う農業用施設設置の届出についてですが、こちらは長岡市が農業経営基盤強化促進法で規定する地域計画内の農地に認定農業者が農業用施設を建設する場合で当該施設について地域計画に記載する場合、農地転用許可等が不要となる特例であり、この場合に届出書の提出が必要となっているものです。

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4 条の届出について 1 件を34ページに、5 条の届出について14件を35から38ページに、認定農業者が行う農業用施設設置の届出について 1 件を39ページに、農地法の適用を受けない事実確認について 5 件を40ページに、18条合意解約について 4 件を41から42ページに、利用権の解約について 1 件を43ページに、中間管理権の解約について11件を44から45ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第 3 回総会を閉会いたします。

閉 会（午後 2 時34分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総 会 議 席 表）

（令和 8 年 8 月 28 日現在）

議 席	出 欠	氏 名	議 席	出 欠	氏 名
1	出	長谷川 惣 市	13	出	岩 本 一 男
2	出	馬 場 義 昭	14	出	駒 野 亜由美
3	出	若 井 泰 志	15	出	田 中 篤 史
4	出	樋 口 広 大	16	出	千 野 俊 輔
5	出	佐 藤 ますみ	17	出	長谷川 寿 敏
6	出	小 林 高 士	18	出	外 山 英 子
7	出	中 野 明 美	19	出	安 達 隆 幸
8	出	高 橋 友 行	20	出	金 子 勝 吉
9	出	佐 藤 佑 美	21	出	佐 藤 辰 也
10	出	諸 橋 昇 一	22	出	多 田 好 一
11	出	伊 丹 なつい	23	出	高 橋 芳 昭
12	出	渡 邊 義 浩	24	出	坂 詰 隆
出席委員 人 2 4 人 欠席委員 人 0 人 計 2 4 人 議事録署名委員 佐 藤 ますみ 委員 小 林 高 士 委員					